

平成 24 年度岩手県建設工事紛争審査会会議 次第

日時：平成 24 年 10 月 2 日 (火) 10：30～
場所：岩手県庁 12 階 12 階特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 報告事項
 (1) 報告事項
 ア 第 34 回全国建設工事紛争審査会連絡協議会総会の開催状況
 イ 全国における建設工事紛争審査会の紛争取扱状況
 ウ 岩手県建設工事紛争審査会における最近の紛争処理状況
 (2) 建設産業の現状と課題 講師 濱田和彦 氏
- 5 その他
- 6 閉 会

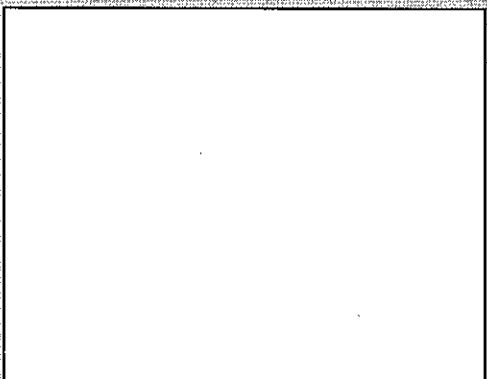
会議資料一覧

資料No.	資料名
1	岩手県建設工事紛争審査会委員名簿
2	建設業法等抜粋及び岩手県建設工事紛争審査会議事細則
3	第34回全国建設工事紛争審査会連絡協議会総会の資料
4	紛争処理事例集（全国建設工事紛争審査会連絡協議会）
5	岩手県建設工事紛争審査会における最近の紛争処理状況
6	建設産業の現状と課題

座席表

姉帯委員
石橋委員
熊谷委員
藤田委員
渡辺委員
沢口委員

会長



木村委員
児玉委員
佐々木委員
鍋倉委員
三浦委員
渡邊委員

佐藤河川港湾 担当技監
桐野 担当課長

事務局

傍聴席

【入口】

岩手県建設工事紛争審査会委員名簿

氏名	職業 (経歴)	分野	任命日	任期満了日
姉帯 幸子	弁護士	法律	H24. 7. 23	H26. 7. 22
石橋 乙秀	弁護士		H24. 7. 23	H26. 7. 22
(会長) 熊谷 隆司	弁護士		H24. 7. 23	H26. 7. 22
藤田 治彦	弁護士		H24. 5. 24	H26. 5. 23
渡辺 正和	弁護士		H24. 5. 24	H26. 5. 23
沢口 央	(財) 岩手県土木技術振興協会理事長	土木	H24. 7. 23	H26. 7. 22
木村 清且	(株)木村設計A・T代表取締役 ／(社)岩手県建築士事務所協会副会長		H24. 5. 24	H26. 5. 23
児玉 百合子	(株)設計集団K設計室常務取締役 ／(社)岩手県建築士会女性委員会委員		H24. 7. 23	H26. 7. 22
佐々木 章	(有)佐々木章設計事務所代表取締役 ／(社)岩手県建築士事務所協会副会長		H24. 5. 24	H26. 5. 23
鍋倉 孝行	(社) 岩手県建築士事務所協会 副会長兼専務理事		H24. 7. 23	H26. 7. 22
三浦 哲	(有)三浦設計代表取締役 ／(社)岩手県建築士事務所協会盛岡支部幹事		H24. 7. 23	H26. 7. 22
渡邊 力	(株)渡辺設計事務所取締役会長 ／(社)岩手県建築士事務所協会		H24. 7. 23	H26. 7. 22

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 抜粋

(建設工事紛争審査会の設置)

- 第 25 条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。
- 2 建設工事紛争審査会 (以下「審査会」という。) は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争 (以下「紛争」という。) につきあつせん、調停及び仲裁 (以下「紛争処理」という。) を行う権限を有する。

- 3 審査会は、中央建設工事紛争審査会 (以下「中央審査会」という。) 及び都道府県建設工事紛争審査会 (以下「都道府県審査会」という。) とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

(審査会の組織)

- 第 25 条の 2 審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。
- 3 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。(委員の任期等)

- 第 25 条の 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができ。

- 3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

- 4 委員は、非常勤とする。

(会議及び議決)

- 第 25 条の 6 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長又は第二十五条の二第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) 抜粋

(審査会の会議)

- 第 10 条 この政令で定めるもののほか、審査会の会議に関し必要な事項は、審査会が定める。

岩手県建設工事紛争審査会議事細則 (昭和 33 年 3 月 24 日決定)

(細則の適用)

第 1 条 岩手県建設工事紛争審査会 (以下「審査会」という。) の会議に関しては、建設業法及び建設業法施行令に規定するものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(召集)

第 2 条 会議は、会長が必要と認めるときにこれを召集する。ただし、委員の総数の 3 分の 1 以上の者から、付議すべき事項を示して召集の請求があったときは、会長は、これを召集しなければならない。

2 召集は、あらかじめ議事事項及び期日を定めて会議の 3 日前までにこれを委員に通知しなければならぬ。ただし、止むを得ない場合は、この限りでない。

(委員の除斥)

第 3 条 委員は次の各号の一に該当する場合には、会議の議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席して意見を述べることができる。

一 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹が議事事項の当事者又は当事者である法人の役員であるとき。

二 委員が議事事項の当事者の参考人として出頭を求められているとき。

三 委員が議事事項につき当事者の代理人 (法定代理人を含む。) 又は保証人であるとき。

(会議の公開の原則)

第 4 条 会議は、これを公開する。この場合において、会長は、傍聴人の数を制限することができる。

2 前項の規定に関わらず、会長は必要があると認めるときは、出席委員の同意を得て会議を公開しないことができる。

(会議録)

第 5 条 会長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び会議において定められた 1 人以上の委員が署名しなければならない。

岩手県知事部局行政組織規則 (昭和 61 年岩手県規則第 18 号) 抜粋

(附属機関)

附属機関は、別表 7 に掲げるとおりである。

別表 7 附属機関 (第 119 条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
岩手県建設工事紛争審査会	建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 25 条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関すること。

第34回全国建設工事紛争審査会連絡協議会総会議事次第

及び建	
1以上	
ければ	
なけれ	
ハ。た	
当事者	
ができ	
公開	
。	
。	
契	

1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 佐々木国土交通省大臣官房建設流通政策審議官挨拶	
4. 建設工事紛争審査会功労者表彰	1
5. 講 演	
演 題：ADRの現状と課題	
講 師：一橋大学大学院法学研究科 山本 和彦 教授	
6. 議 事	
(1) 平成23年度の全国建設工事紛争審査会連絡協議会活動状況について(報告)	
(2) 平成23年度建設工事紛争取扱状況について(報告)	2
(3) 平成23年度収支決算(案)及び平成24年度収支予算(案)について(審議)	8
(4) 東日本大震災に係る申請手数料免除措置の適用状況について(報告)	10
(5) 地域主権改革第3次一括法案による建設業法第25条の2第1項の改正について(報告)	21
(6) あっせん又は調停の申請受理から第1回審理開催までの期日の短縮 に向けた取り組みについて(報告)	28
(7) フリートーキング	33
議 題：瑕疵担保請求の除斥期間経過後に不法行為に基づく損害賠償を 求める申請がなされた場合の取り扱いについて	
(8) 地域連絡会議の活動状況報告 (配付のみ)	36
①北海道・東北ブロック	49
②関東ブロック	56
③中部ブロック	67
④近畿ブロック	108
⑤中国ブロック	
⑥九州ブロック	136
(9) 紛争事例等紹介 (配布のみ)	
7. 閉会	

建設工事紛争審査会功労者表彰

審査会	氏名	役職	専門分野
北海道建設工事紛争審査会	あさみず ただし 浅水 正	委員	法律
北海道建設工事紛争審査会	えちご まさひろ 越後 雅裕	委員	法律
青森県建設工事紛争審査会	ねまた とおる 沼田 徹	会長	法律
岩手県建設工事紛争審査会	こだま ゆりこ 児玉 百合子	委員	建築
宮城県建設工事紛争審査会	さむらひ ゆきこ 西條 由紀子	委員	建築
秋田県建設工事紛争審査会	すずき れいこ 鈴木 玲子	委員	建築
群馬県建設工事紛争審査会	たなか のぶこ 田中 信子	委員	建築
千葉県建設工事紛争審査会	とばし あきこ 土橋 聰子	委員	一般
東京都建設工事紛争審査会	いなだ さなえ 稲田 早苗	委員	法律
東京都建設工事紛争審査会	もとじま しろう 本島 司朗	特別委員	建築
神奈川県建設工事紛争審査会	きただ こうせう 北田 幸三	元委員	法律
神奈川県建設工事紛争審査会	せご よしひろ 瀬古 宜春	元特別委員	法律
新潟県建設工事紛争審査会	かつみ ひろひと 勝見 洋人	会長	法律
岐阜県建設工事紛争審査会	はば たかひこ 幅 隆彦	会長	法律
滋賀県建設工事紛争審査会	ひしおか いさお 脇岡 勇夫	委員	法律
京都府建設工事紛争審査会	なかにし まこと 中村 誠	会長代理	法律
和歌山県建設工事紛争審査会	たなか よしひろ 田中 祥博	委員	法律
高知県建設工事紛争審査会	ほり ようこ 堀 洋子	委員	建築
佐賀県建設工事紛争審査会	おおかわ しやうじろう 大川 正二郎	会長	法律
長崎県建設工事紛争審査会	みやはら かずあき 宮原 和明	委員	建築

全籍請 1 全5に平以1 (1) 於た5都加 あ(2) を注下少(3) 請(4) 6と % 2 第4 072 停5 第1 417 と、件

平成23年度建設工事紛争取扱状況

引分野

全国建設工事紛争審査会連絡協議会事務局は、平成23年度の中央及び各都道府県審査会の紛争取扱状況を取りまとめた(本統計は、土地・建設産業局建設業課紛争調整官から各都道府県の審査会事務担当課・室長への照会による)。

1 申請状況

全国の申請件数の推移は、図-1のとおり、昭和50年代前半から急増し、昭和55年度に1度ピークを迎えた。昭和60年度から再び増加傾向にあり、平成8年度に初めて300件を超え、過去最高となったが、その後は減少傾向になっていく。平成23年度の申請件数は164件であり、前年度を8%程度上回った。

(1) 手続別内訳

第1表から申請件数(164件)を手続別に見ると、あつせんが13件、仲裁が2件減少したが、調停が27件増加し、前年度と比較して12件の増加となった。内訳は、中央審査会では前年度と比較すると、あつせんが3件減少、調停が5件増加、仲裁が1件減少となり、全体では前年度比11%増加となった。一方、都道府県審査会では前年度と比較すると、あつせんが6件減少、調停が22件増加、仲裁が1件減少となり、全体では11%増加となった。

手続ごとの割合を見ると、あつせんが15%、調停が71%、仲裁が14%であり、前年度と同様、他の手続に比べ調停の割合が高くなっている。

(2) 当事者類型別内訳

第2表(1)から申請件数を当事者類型別に見ると、請負人による法人発注者を相手方とした申請(25件)は、前年度比67%の増加、請負人による個人発注者を相手方とした申請(20件)は、前年度比11%の増加となった。一方、下請負人による元請負人を相手方とした申請(36件)は、前年度比16%の減少となった。

(3) 工事種類別内訳

工事種類別に申請件数を見ると、第2表(2)のとおり、建築工事に関する申請が前年度同様圧倒的に多く、全体の76%程度を占めている。

(4) 紛争類型別内訳

紛争類型別に申請件数を見ると、第2表(3)のとおり、工事代金の争い(46件)が前年度比28%の増加、工事瑕疵の争い(55件)が前年度比8%増加となり、下請代金の争い(35件)が前年度比20%の減少となった。

紛争類型別の割合を見ると、工事瑕疵の争いが34%、工事代金の争いが28%、下請代金の争いが21%となっている。

2 紛争処理状況

第3表は手続別の紛争処理状況であるが、終了事件は、あつせん22件、調停104件、仲裁29件で計155件であった。取扱件数は、あつせん36件、調停172件、仲裁80件で計288件となり、次年度繰越件数は、あつせん111件、調停56件、仲裁57件で計124件となった。

第4表は処理結果別の紛争処理状況であるが、あつせん、調停の処理結果を見ると、両手続の終了件数126件のうち、あつせん・調停成立が55件、打切りが54件、取下げが17件となった。また、仲裁は終了件数29件のうち、仲裁判断が17件、うち和解的仲裁判断が6件なされた。

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

建築

第1表 申請件数及び取扱件数

年度	手続別	中央審査会		都道府県審査会		合計	
		申請件数	取扱件数	申請件数	取扱件数	申請件数	取扱件数
10	あつせん 調停 仲裁	14	16	13	26	27 (11)	42 (8)
	計	36	49	162	279	198 (80)	328 (62)
11	あつせん 調停 仲裁	5	21	72	192	77 (31)	213 (40)
	計	55	86	247	497	302	583
12	あつせん 調停 仲裁	7	8	27	31	34 (17)	39 (8)
	計	23	50	139	249	162 (79)	299 (65)
13	あつせん 調停 仲裁	15	12	20	34	30 (14)	46 (11)
	計	39	89	204	437	249	526
14	あつせん 調停 仲裁	10	12	29	34	30 (14)	46 (11)
	計	21	39	118	218	139 (66)	257 (62)
15	あつせん 調停 仲裁	8	30	29	129	37 (17)	159 (38)
	計	39	81	167	381	206	462
16	あつせん 調停 仲裁	15	19	19	22	34 (13)	41 (9)
	計	36	55	103	184	139 (55)	239 (53)
17	あつせん 調停 仲裁	6	28	33	105	39 (15)	133 (30)
	計	57	102	155	311	212	413
18	あつせん 調停 仲裁	18	21	27	33	45 (17)	54 (12)
	計	32	61	130	200	162 (61)	261 (59)
19	あつせん 調停 仲裁	19	23	29	95	48 (18)	132 (30)
	計	69	119	186	328	255	447
20	あつせん 調停 仲裁	19	23	21	30	40 (18)	53 (13)
	計	48	65	135	203	183 (81)	268 (65)
21	あつせん 調停 仲裁	12	16	22	28	41 (15)	44 (12)
	計	79	132	185	312	264	444
22	あつせん 調停 仲裁	25	50	23	63	36 (15)	109 (29)
	計	50	112	176	301	226	413
23	あつせん 調停 仲裁	6	9	25	34	31 (15)	43 (11)
	計	39	60	122	174	156 (67)	260 (68)
24	あつせん 調停 仲裁	10	37	31	66	41 (20)	103 (28)
	計	55	106	178	274	233	380
25	あつせん 調停 仲裁	17	19	19	28	36 (17)	47 (13)
	計	36	54	112	178	148 (71)	232 (63)
26	あつせん 調停 仲裁	8	37	18	56	26 (12)	95 (26)
	計	61	112	149	262	210	374
27	あつせん 調停 仲裁	27	11	27	33	34 (16)	44 (12)
	計	8	8	28	41	36 (20)	49 (14)
28	あつせん 調停 仲裁	62	36	83	141	110 (62)	203 (58)
	計	36	106	21	63	32 (18)	99 (28)
29	あつせん 調停 仲裁	46	7	132	245	178	351
	計	6	7	24	36	30 (15)	43 (13)
30	あつせん 調停 仲裁	51	67	83	121	134 (67)	188 (58)
	計	11	28	25	66	36 (18)	94 (29)
31	あつせん 調停 仲裁	68	102	132	223	200	325
	計	9	13	29	40	38 (25)	53 (18)
32	あつせん 調停 仲裁	25	53	64	106	89 (59)	159 (54)
	計	6	20	19	65	25 (16)	85 (29)
33	あつせん 調停 仲裁	40	86	112	211	152	297
	計	6	7	19	29	25 (15)	36 (13)
34	あつせん 調停 仲裁	30	48	86	124	116 (71)	172 (60)
	計	5	17	18	63	23 (14)	80 (28)
35	あつせん 調停 仲裁	41	72	123	216	164	288
	計						

* (取扱件数÷前年度繰越件数+当年度申請件数) * () は全体の件数に占める割合

第2表 紛争処理申請の類型別状況

(1) 当事者類型別

年度	個人発注者 請負人	法人発注者 請負人	個人発注者 個人発注者	法人発注者 法人発注者	下請 元請	元請 下請	その他	計	
									割合
22年度	都道府県合計	49	10	18	9	23	1	2	112
	中央	43.8	8.9	16.1	8.0	20.5	0.9	1.8	100.0
	割合	9	5	0	6	20	0	0	40
23年度	都道府県合計	22.5	12.5	0.0	15.0	50.0	0.0	0.0	100.0
	中央	58	15	18	15	43	1	2	152
	割合	38.2	9.9	11.8	9.9	28.3	0.7	1.3	100.0
23年度	都道府県合計	53	10	19	19	19	2	1	123
	中央	43.1	8.1	15.4	15.4	15.4	1.6	0.8	100.0
	割合	9	5	1	6	17	3	0	41
23年度	都道府県合計	22.0	12.2	2.4	14.6	41.5	7.3	0.0	100.0
	中央	62	15	20	25	36	5	1	164
	割合	37.8	9.1	12.2	15.2	22.0	3.0	0.6	100.0

(2) 工事種類別

年度	建築	うち住宅	土木	設備	電気	その他	計	
								割合
22年度	都道府県合計	84	71	17	7	1	3	112
	中央	75.0	63.4	15.2	6.3	0.9	2.7	100.0
	割合	23	7	12	4	1	0	40
23年度	都道府県合計	57.5	17.5	30.0	10.0	2.5	0.0	100.0
	中央	107	78	29	11	2	3	152
	割合	70.4	51.3	19.1	7.2	1.3	2.0	100.0
23年度	都道府県合計	98	69	19	1	1	4	123
	中央	79.7	56.1	15.4	0.8	0.8	3.3	100.0
	割合	26	9	10	2	2	1	41
23年度	都道府県合計	63.4	22.0	24.4	4.9	4.9	2.4	100.0
	中央	124	78	29	3	3	5	164
	割合	75.6	47.6	17.7	1.8	1.8	3.0	100.0

(注) 「住宅」の割合は全体に占めるものである。

(3) 紛争類型別内訳

年度	工事瑕疵	工事遅延	工事代金	契約解除	下請代金	その他	計
23年度	都道府県合計	43	1	31	11	24	112
	中央	38.4	0.9	27.7	9.8	21.4	100.0
	割合	8	1	5	4	20	40
23年度	都道府県合計	20.0	2.5	12.5	10.0	50.0	100.0
	中央	51	2	36	15	44	152
	割合	33.6	1.3	23.7	9.9	28.9	100.0
23年度	都道府県合計	46	6	36	10	20	123
	中央	46.0	4.9	29.3	8.1	16.3	108.6
	割合	9	0	10	2	15	41
23年度	都道府県合計	22.0	0.0	24.4	4.9	36.6	100.0
	中央	55	6	46	12	85	164
	割合	33.5	3.7	28.0	7.3	21.3	100.0

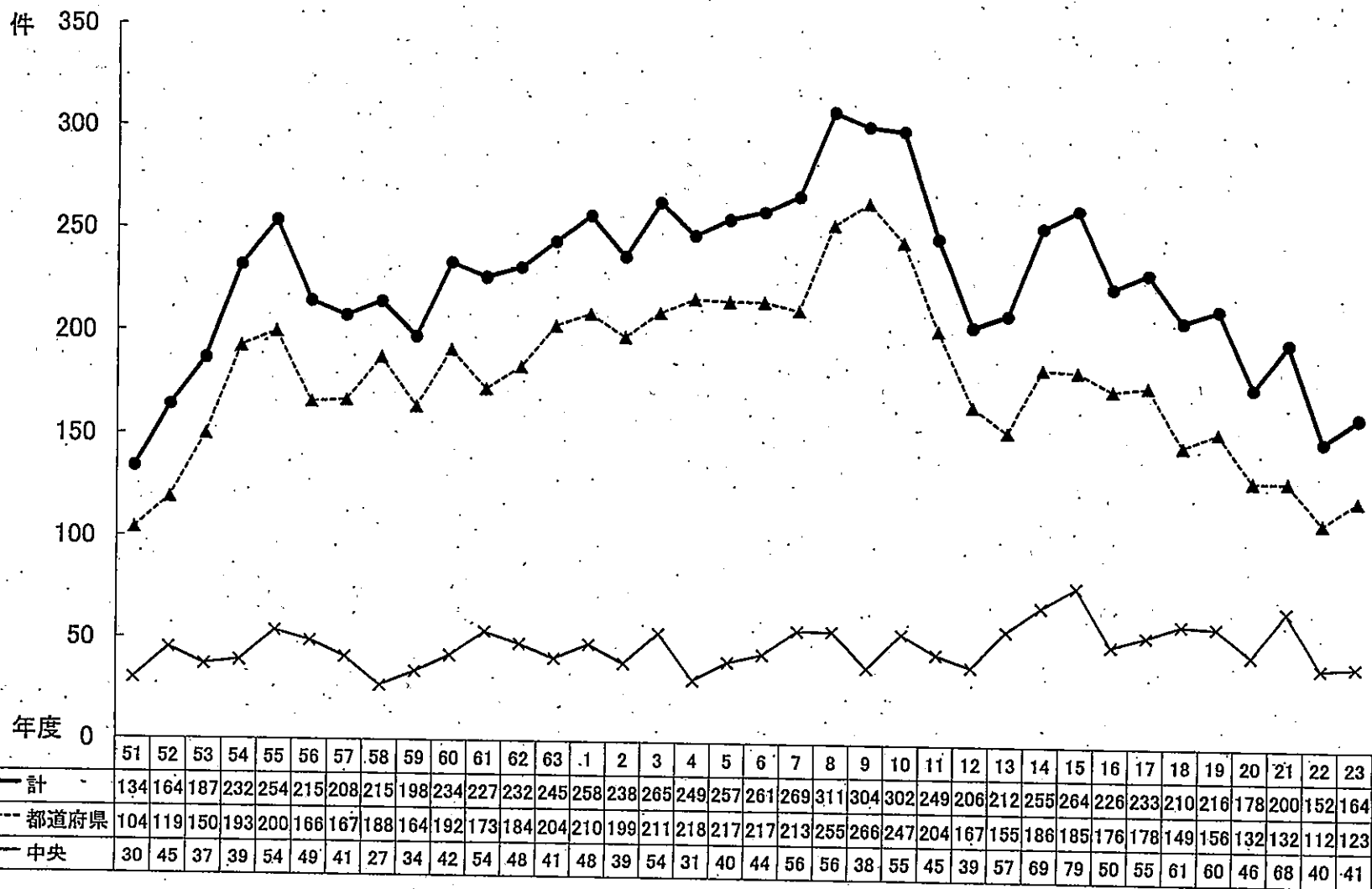
第3表 紛争処理状況(手続別)

年度	あつせん					調停					仲裁					合計						
	継続	新規	取扱	終了	繰越	継続	新規	取扱	終了	繰越	継続	新規	取扱	終了	繰越	継続	新規	取扱	終了	繰越	審理開始回数	
23年度	都道府県合計	11	29	40	30	10	42	64	106	68	38	46	19	65	20	45	99	112	211	118	93	520
	中央	4	9	13	12	1	28	25	53	35	18	14	6	20	8	12	46	40	86	55	31	249
	割合	15	38	53	42	11	70	89	159	103	56	60	25	85	28	57	145	152	297	173	124	769
23年度	都道府県合計	10	19	29	18	11	38	86	124	76	48	45	18	63	22	41	93	123	216	116	100	519
	中央	1	6	7	4	3	18	30	48	28	20	12	5	17	7	10	31	41	41	39	33	231
	割合	11	25	36	22	14	56	116	172	104	68	57	23	80	29	51	124	164	288	155	133	750

第4表 紛争処理状況（処理結果別）（平成23年度）

	あっせん			調停			仲裁			合計		
	中央	都道府県	計	中央	都道府県	計	中央	都道府県	計	中央	都道府県	計
²² 前年度からの繰越件数 (a)	1	10	11	18	38	56	12	45	57	31	93	124
²³ 今年度の申請件数 (b)	6	19	25	30	86	116	5	18	23	41	123	164
²³ 今年度の取扱件数 (a+b)	7	29	36	48	124	172	17	63	80	72	216	288
²³ 今年度の終了件数	4	18	22	28	76	104	7	22	29	39	116	155
あっせん・調停成立	1	7	8	16	31	47	—	—	—	17	38	55
打切り	2	8	10	6	38	44	—	—	—	8	46	54
取下げ	1	3	4	6	7	13	—	—	—	7	10	17
あっせん・調停しない	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0
仲裁判断	—	—	—	—	—	—	5	12	17	5	12	17
うち和解的仲裁判断	—	—	—	—	—	—	3	3	6	3	3	6
期日内和解	—	—	—	—	—	—	1	3	4	1	3	4
その他	—	—	—	—	—	—	1	7	8	1	7	8
²⁴ 次年度繰越件数	3	11	14	20	48	68	10	41	51	33	100	133

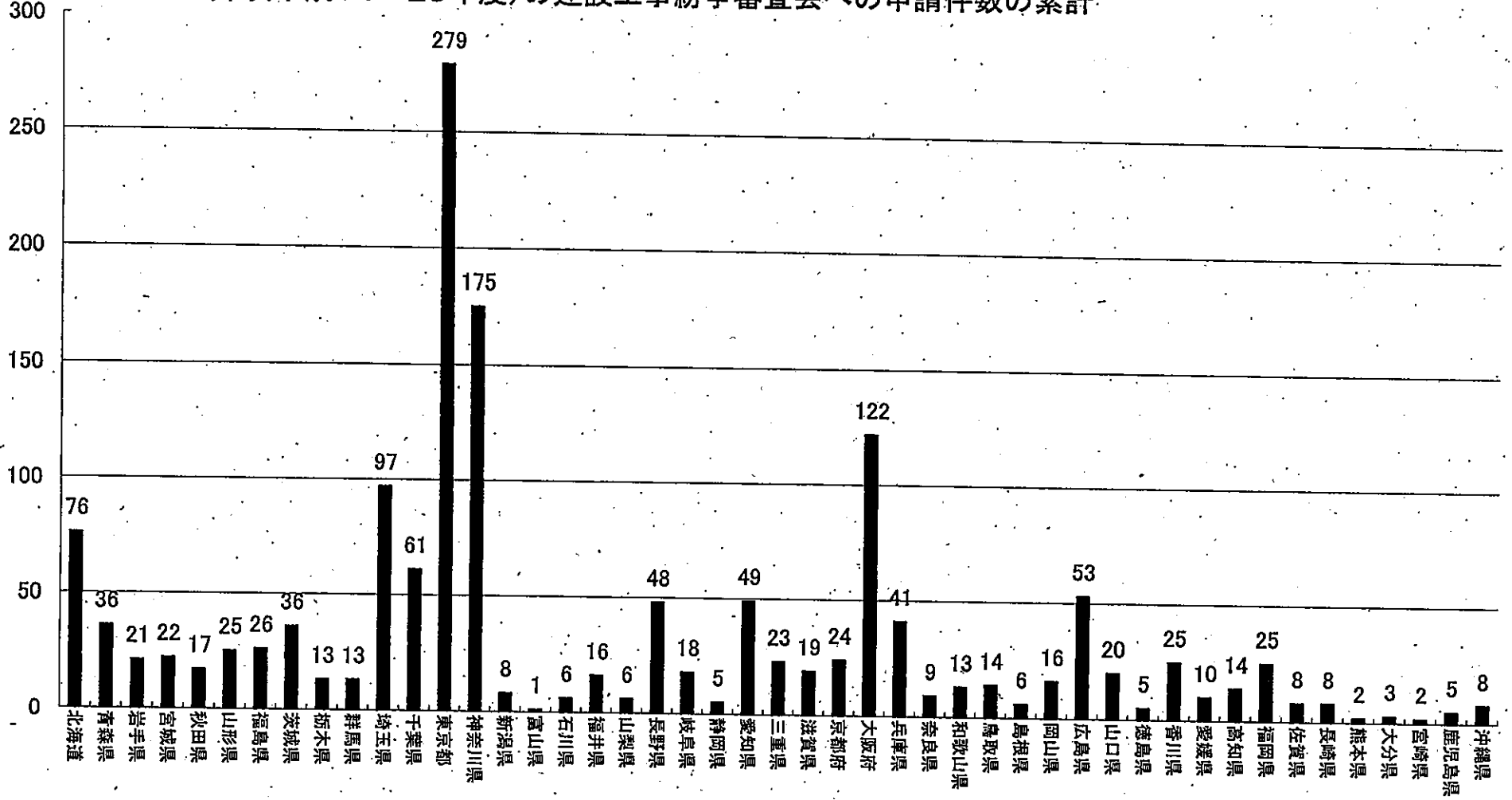
図一 申請件数の推移



参考

過去10年間(平成14~23年度)の建設工事紛争審査会への申請件数の累計

件数

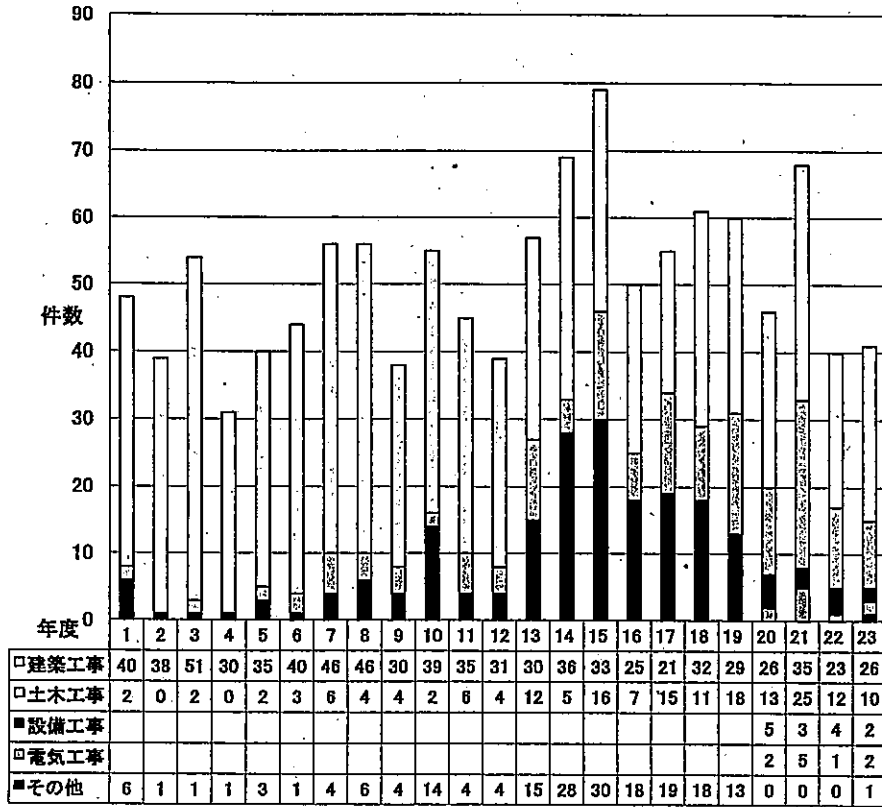


②工事種類別の申請件数の推移

・中央審査会では、建築の申請件数が26件で昨年度に比べると13%増加しており、申請件数全体においても63%を占めている。
 ・都道府県審査会では、建築の申請件数は98件で昨年度に比べると17%増加しており、申請件数全体においても80%を占めている。

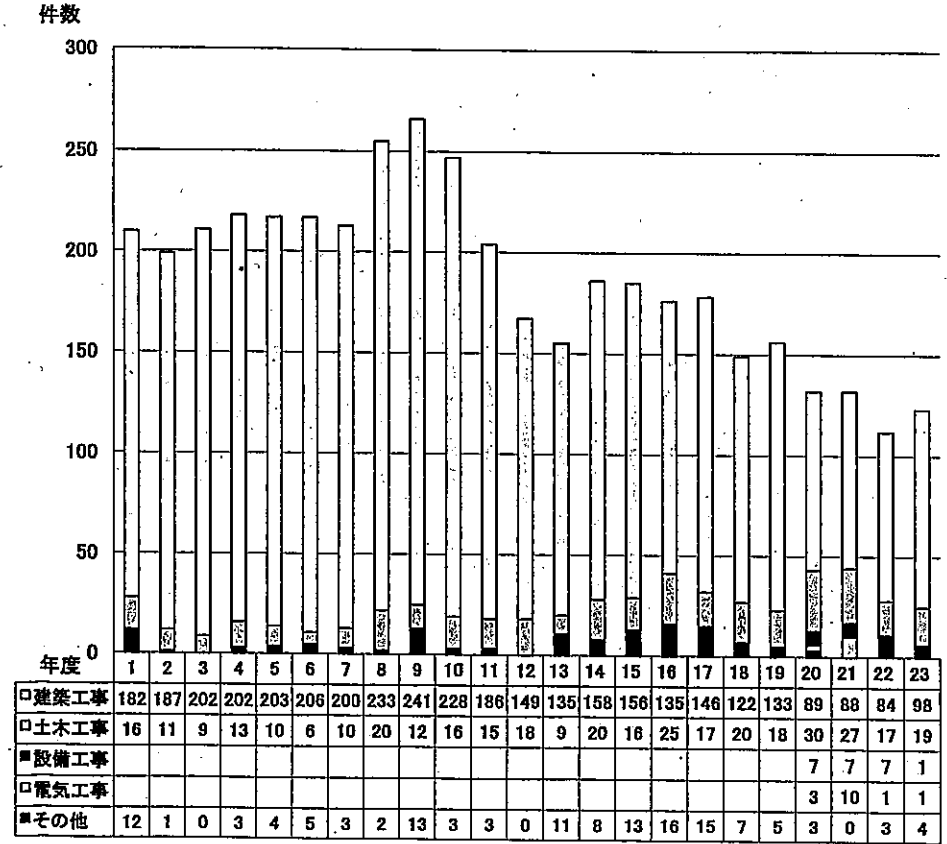
(中央建設工事紛争審査会)

工事種類別の申請件数の推移



(都道府県建設工事紛争審査会)

工事種類別の申請件数の推移



※平成20年度より、「その他」を「設備工事」、「電気工事」、「その他」に細分類した。

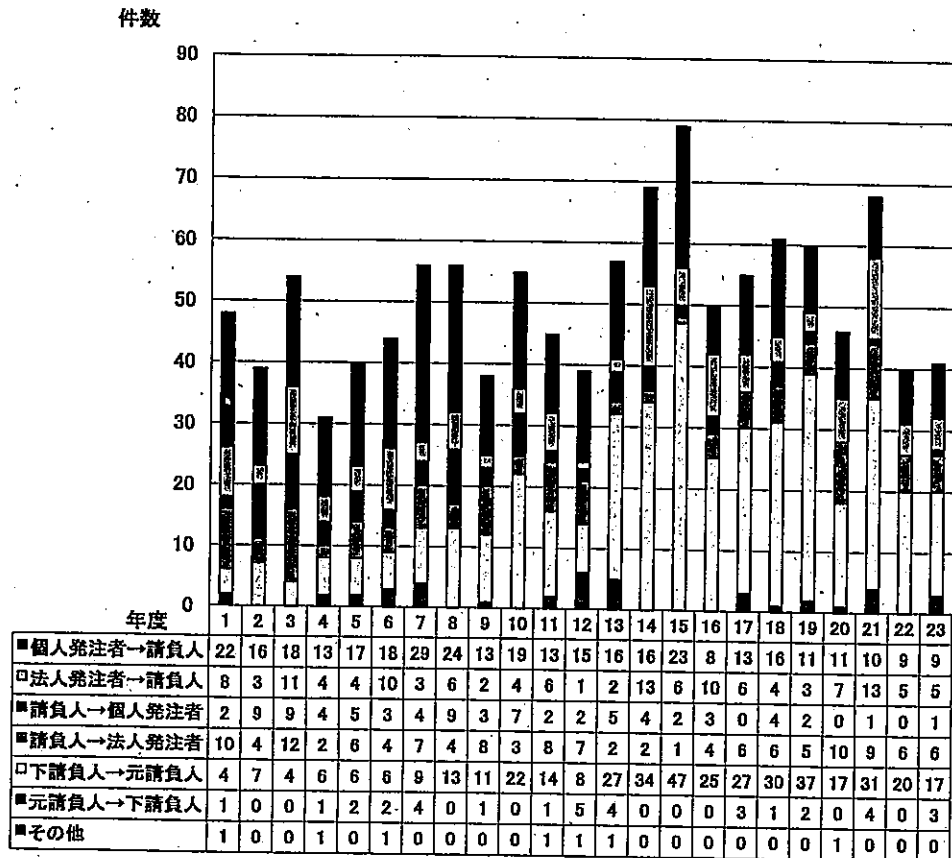
②当事者類型別申請件数の推移

- ・中央審査会は、下請負人→元請負人の申請が17件で、申請件数全体の41%を占めている。
- ・都道府県審査会は、個人発注者→請負人の申請が53件で、申請件数全体の43%を占めている。

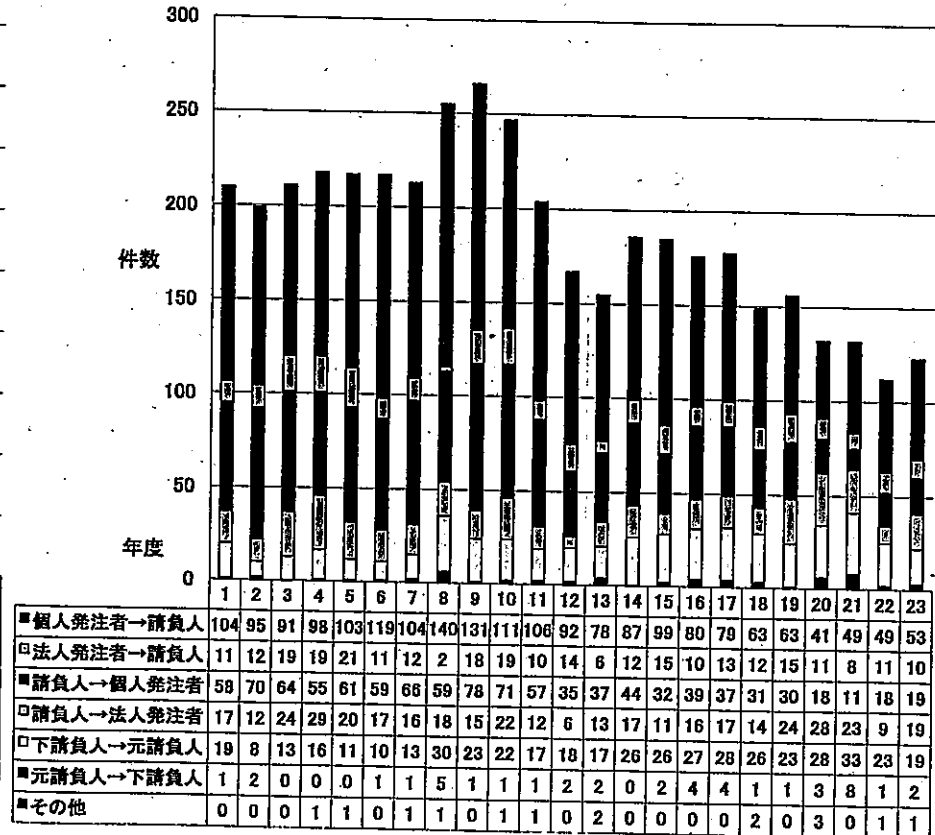
(中央建設工事紛争審査会)

(都道府県建設工事紛争審査会)

当事者類型別の申請件数の推移



当事者類型別の申請件数の推移



中央建設工事紛争審査会、都道府県建設工事紛争審査会における平成23年度の紛争処理の状況について

平成24年7月9日
中央建設工事紛争審査会事務局

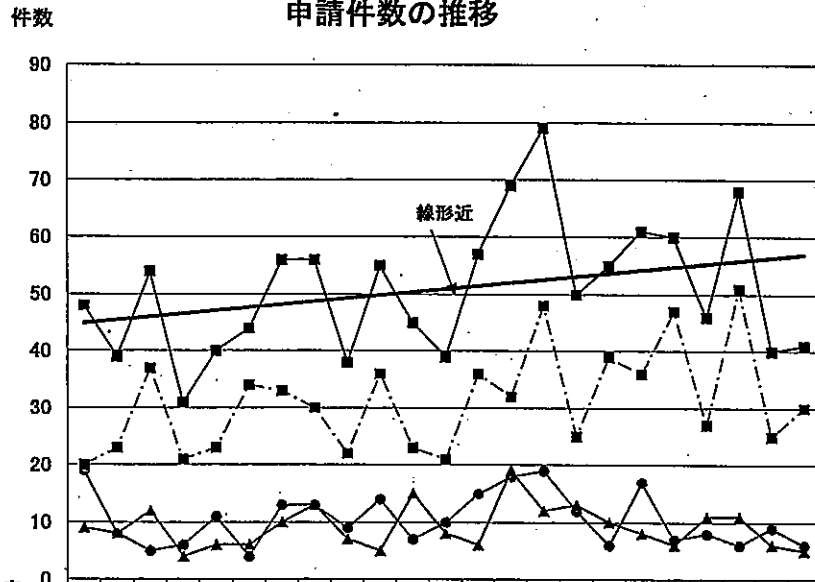
①申請件数の推移

・中央審査会への申請件数は41件で、対前年度比3%増となった。
・都道府県審査会への申請件数は123件(対前年度比10%増)となった。

(中央建設工事紛争審査会)

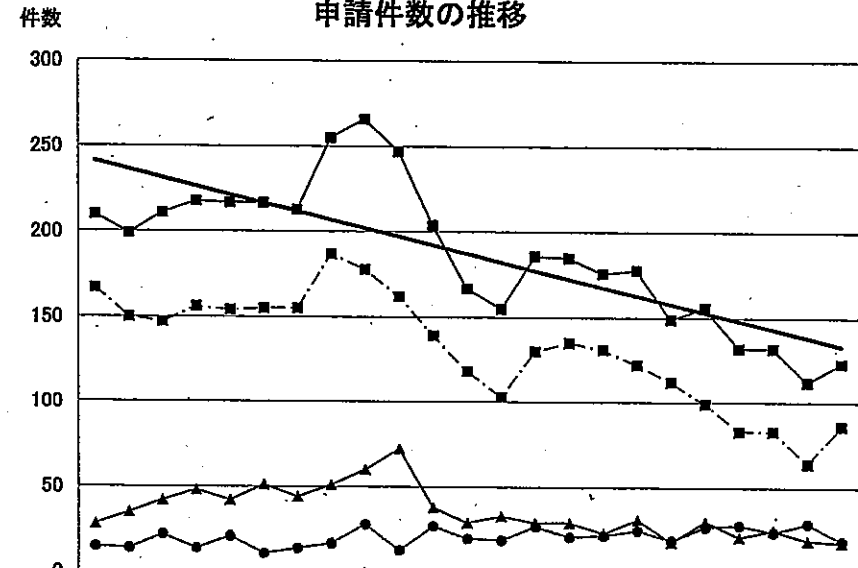
(都道府県建設工事紛争審査会)

申請件数の推移



年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
● あっせん	19	8	5	6	11	4	13	13	9	14	7	10	15	18	19	12	6	17	7	8	6	9	6
■ 調停	20	23	37	21	23	34	33	30	22	36	23	21	36	32	48	25	39	36	47	27	51	25	30
▲ 仲裁	9	8	12	4	6	6	10	13	7	5	15	8	6	19	12	13	10	8	6	11	11	6	5
■ 総計	48	39	54	31	40	44	56	56	38	55	45	39	57	69	79	50	55	61	60	46	68	40	41

申請件数の推移



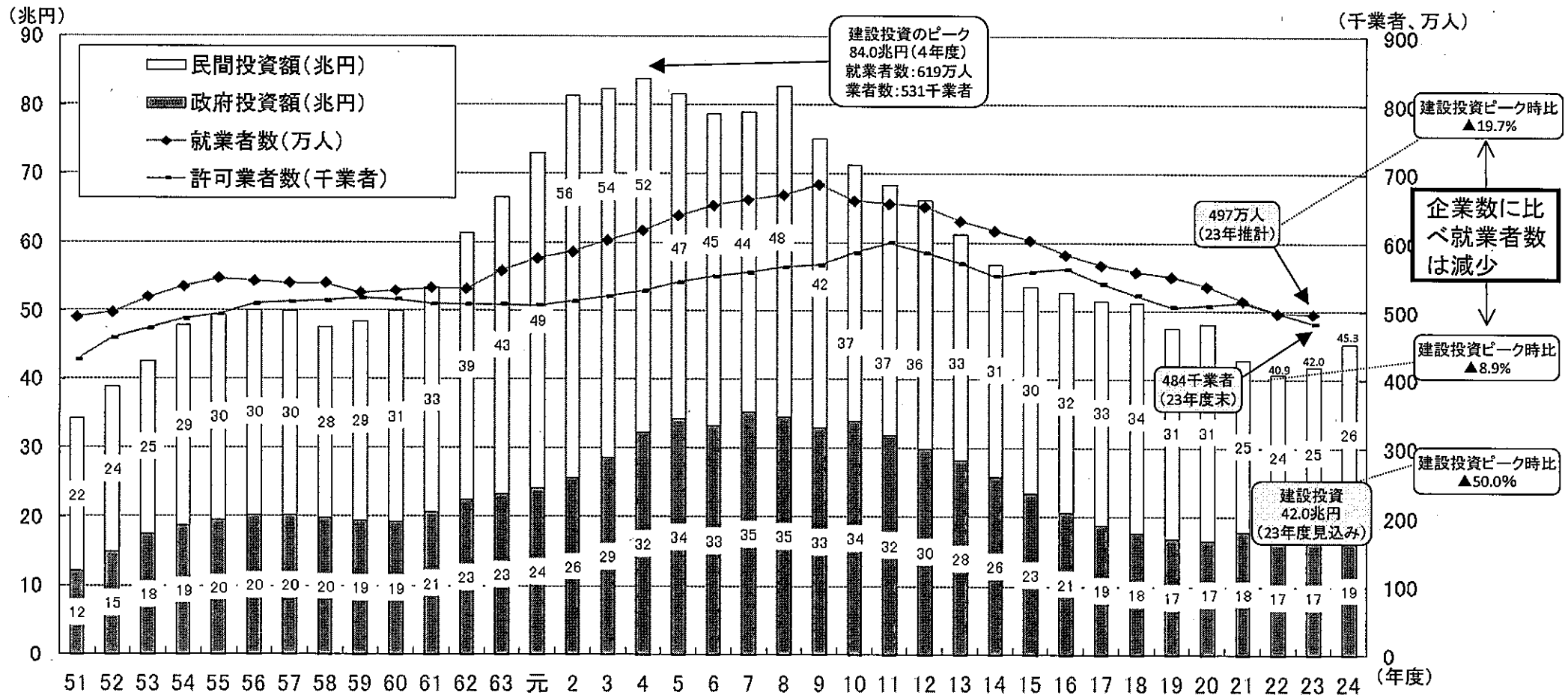
年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
● あっせん	15	14	22	14	21	11	14	17	28	13	27	20	19	27	21	22	25	19	27	28	24	29	19
■ 調停	167	150	147	156	154	155	155	187	178	162	139	118	103	130	135	131	122	112	99	83	83	64	86
▲ 仲裁	28	35	42	48	42	51	44	51	60	72	38	29	33	29	29	23	31	18	30	21	25	19	18
■ 総計	210	199	211	218	217	217	213	255	266	247	204	167	155	186	185	176	178	149	156	132	132	112	123

建設業許可 大臣許可業者数 9,746 (平成24年3月末現在)、ピーク時(平成14年3月末現在) 10,909から減少傾向
知事許可業者数 473,893 (平成24年3月末現在)、ピーク時(平成12年3月末現在) 590,081から減少傾向

建設産業の現状と課題

○建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成23年度見込み)は約42兆円で、ピーク時(4年度)から約50%減。
- 建設業者数(23年度末)は約48万業者で、建設投資ピーク時(4年度末)から約9%減。
- 建設業就業者数(23年推計)は497万人で、建設投資ピーク時(4年平均)から約20%減。

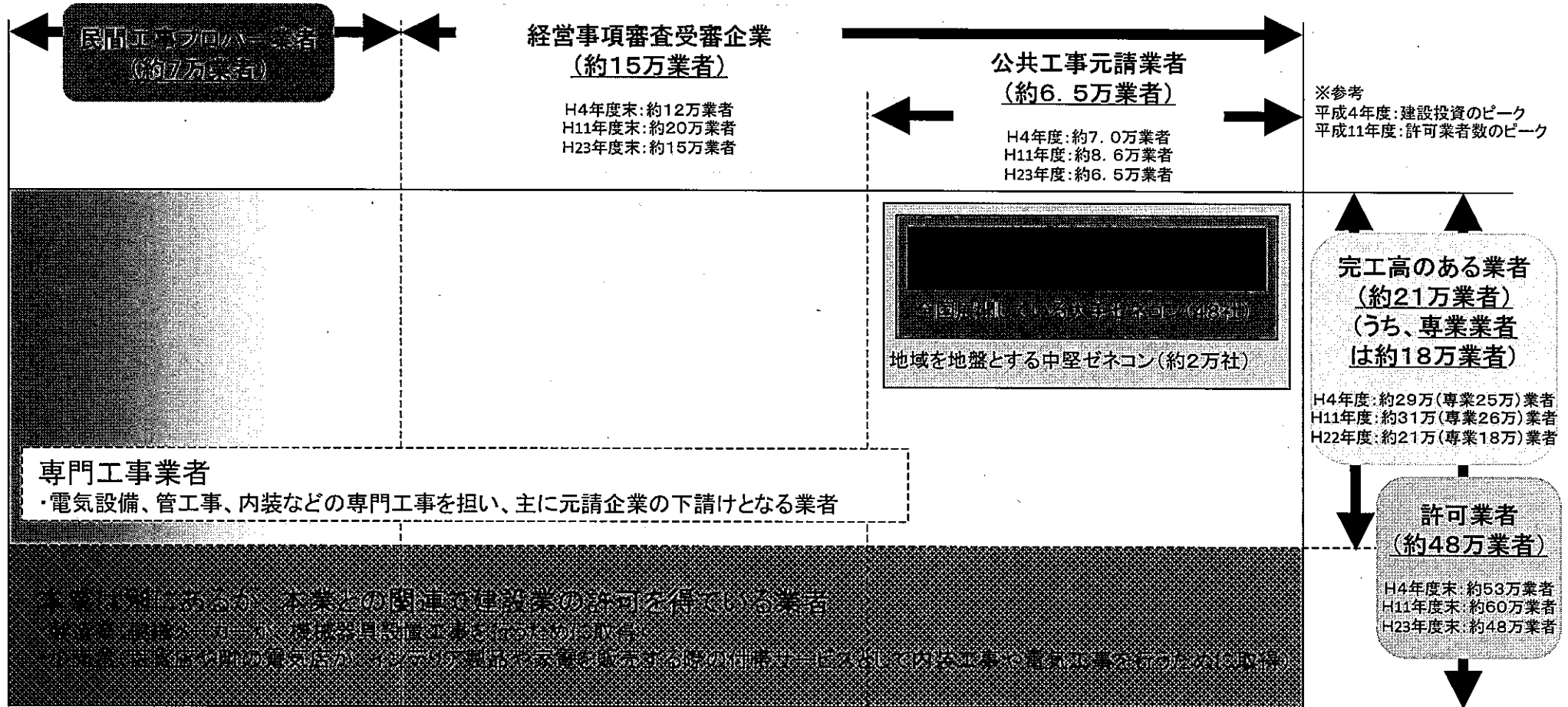


出所:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 注3 就業者数は年平均。平成23年については被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を除く44都道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

○建設業の構造

建設許可業者数約48万業者のうち、平成22年度に建設工事完成工事高のある業者^(※1)は21.4万業者(前年度比2.8%減少)。そのうち建設業専門業者(総売上高に占める建設工事完成工事高の比率が80%以上)は17.6万業者(前年度比3.7%減少)。

※建設業許可業者数は平成24年3月末現在

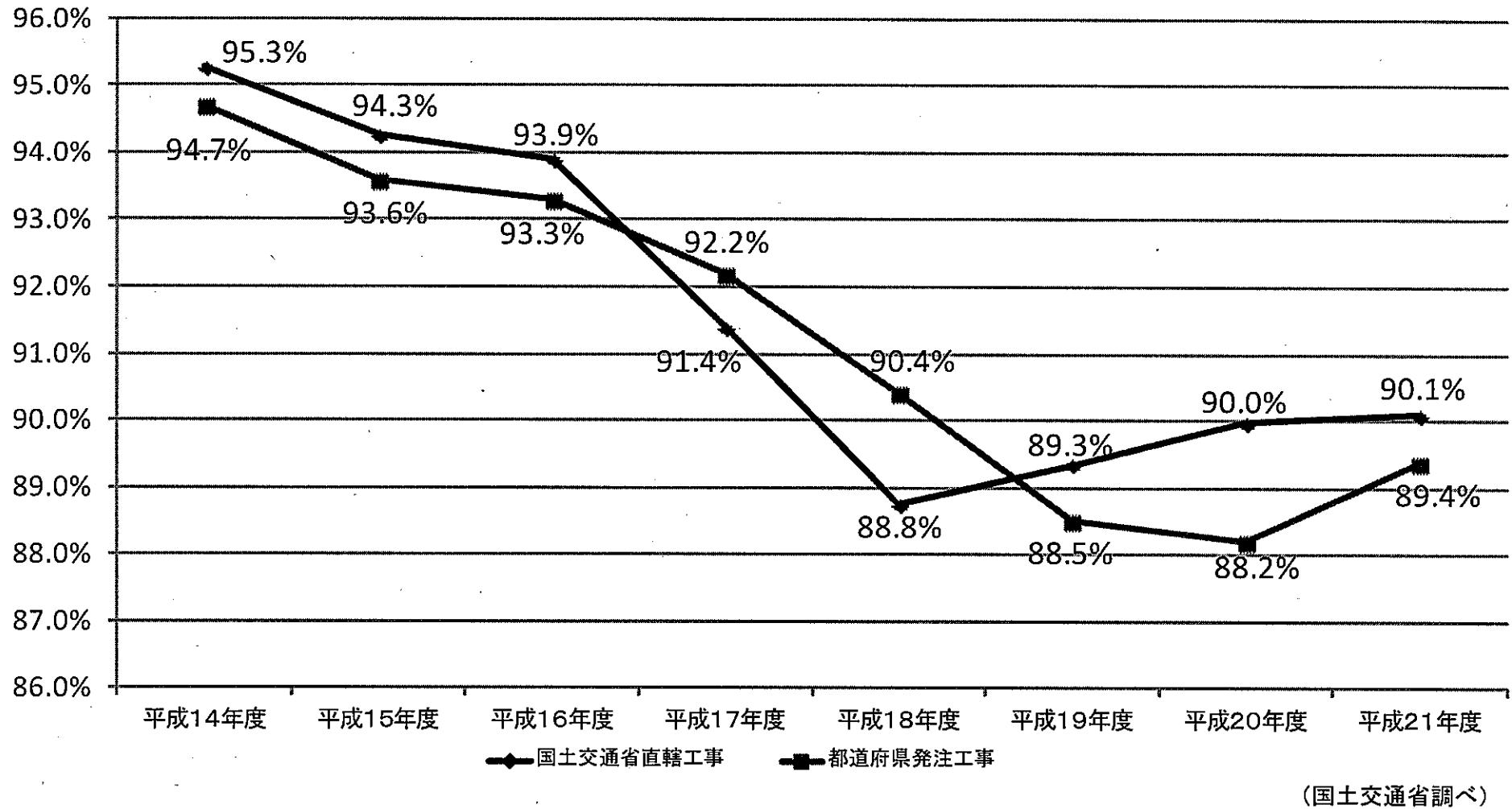


※1: 完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者

※2: 完成工事高1兆円クラス(大成・鹿島・清水・大林・竹中)

(出所)許可業者数 : 国土交通省「建設業許可業者数調査(平成24年3月末)」
 完成高のある業者数 : 国土交通省「建設工事施工統計調査報告(平成21年度)」
 公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ(平成23年度)
 経営事項審査受審業者数 : (財)建設業情報管理センター[CIC]における出力業者数(平成24年3月末)

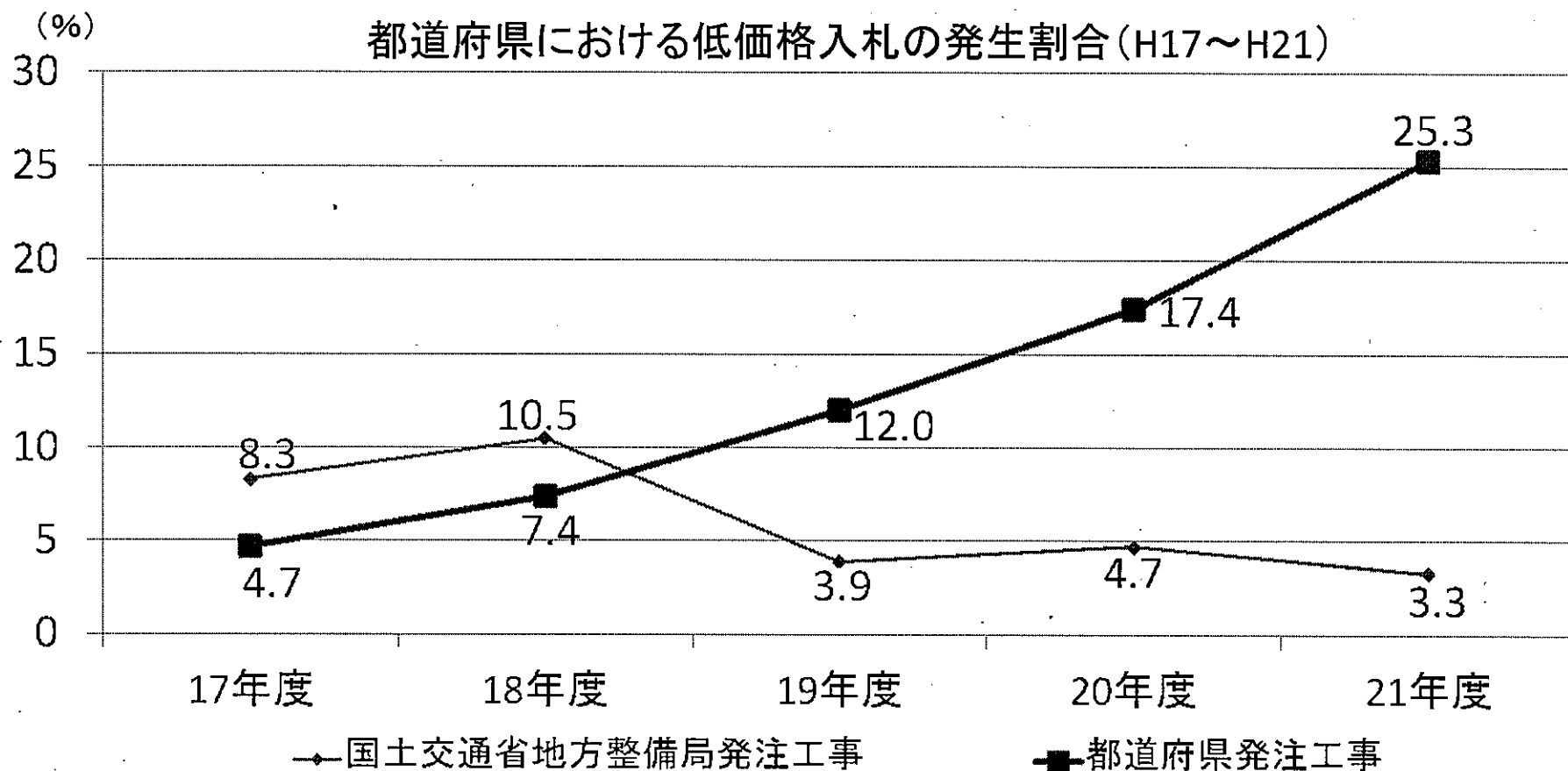
○国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事の落札率の推移



※直轄工事は、8 地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）。

○低価格入札の発生率

○地方公共団体の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



◆ 国土交通省地方整備局発注工事

■ 都道府県発注工事

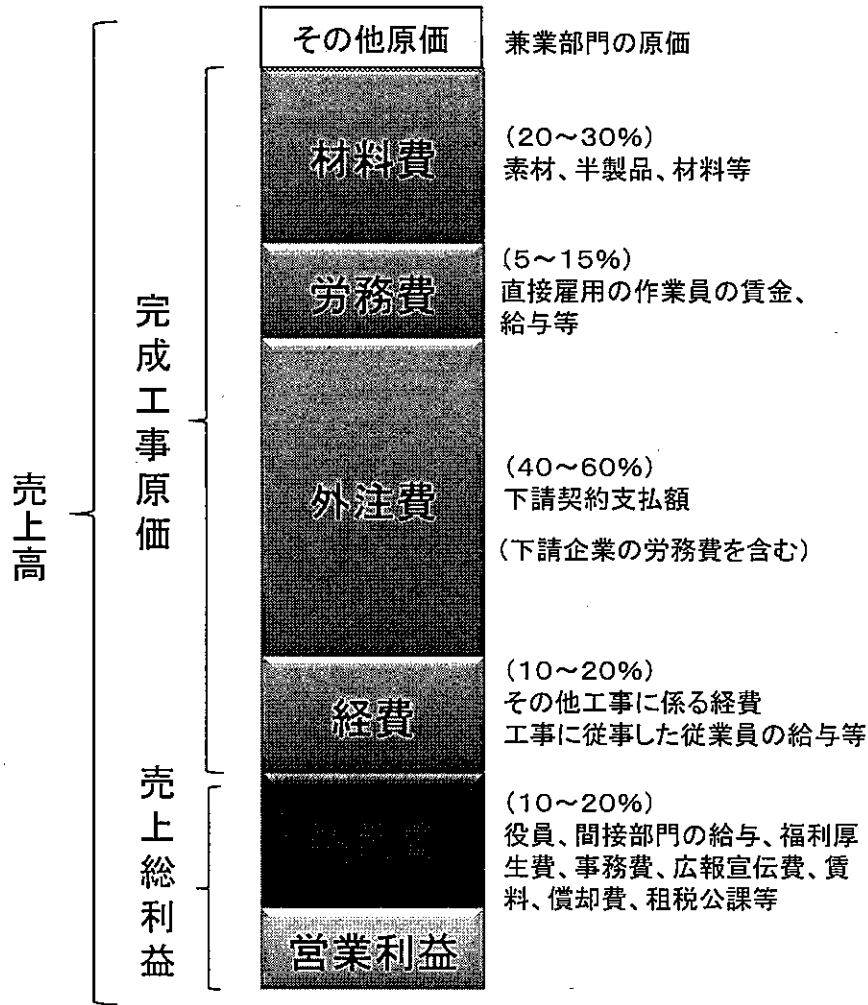
※港湾空港関係を除く。

(備考) 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合

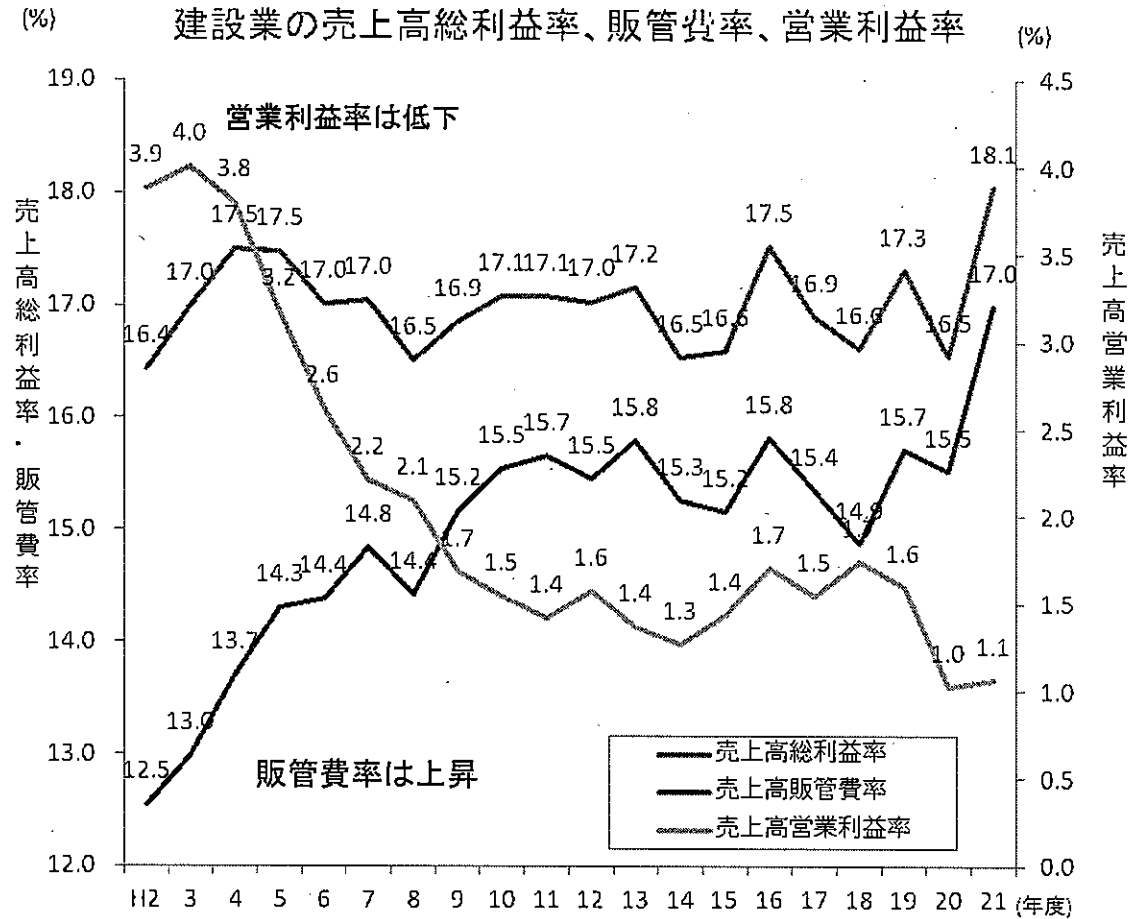
(国土交通省調べ)

○売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係

- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16～18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※()内は売上高に占める各項目の標準的な割合



出所:財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

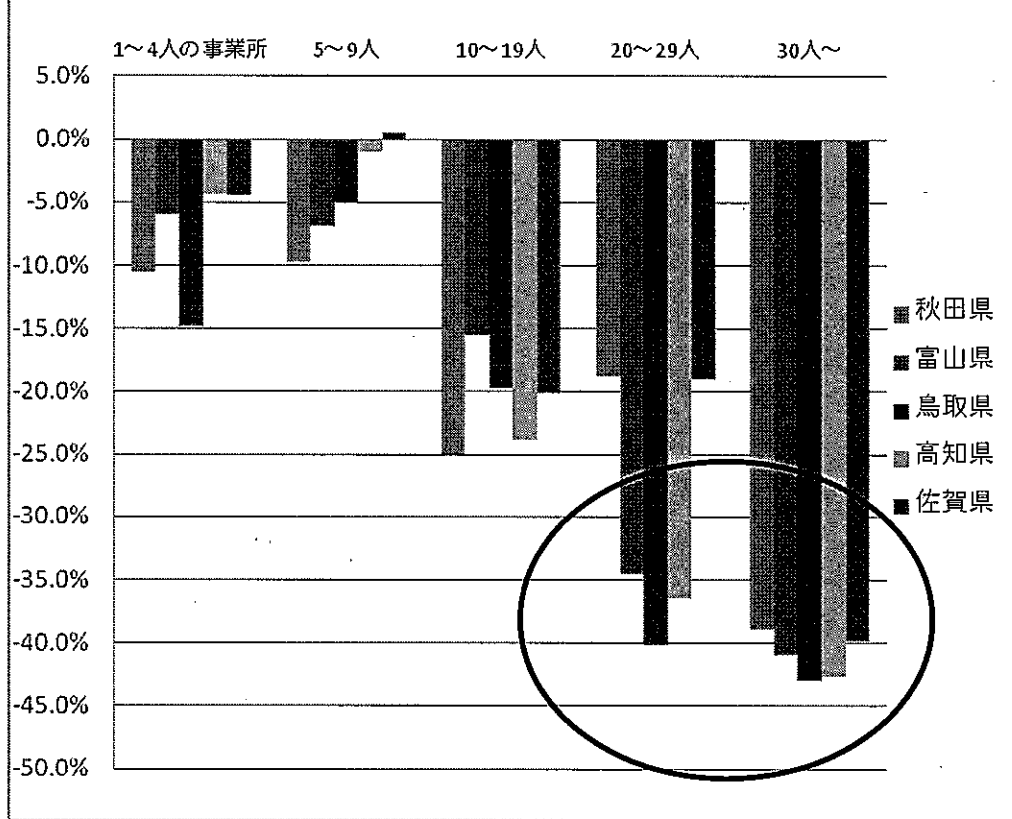
○建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

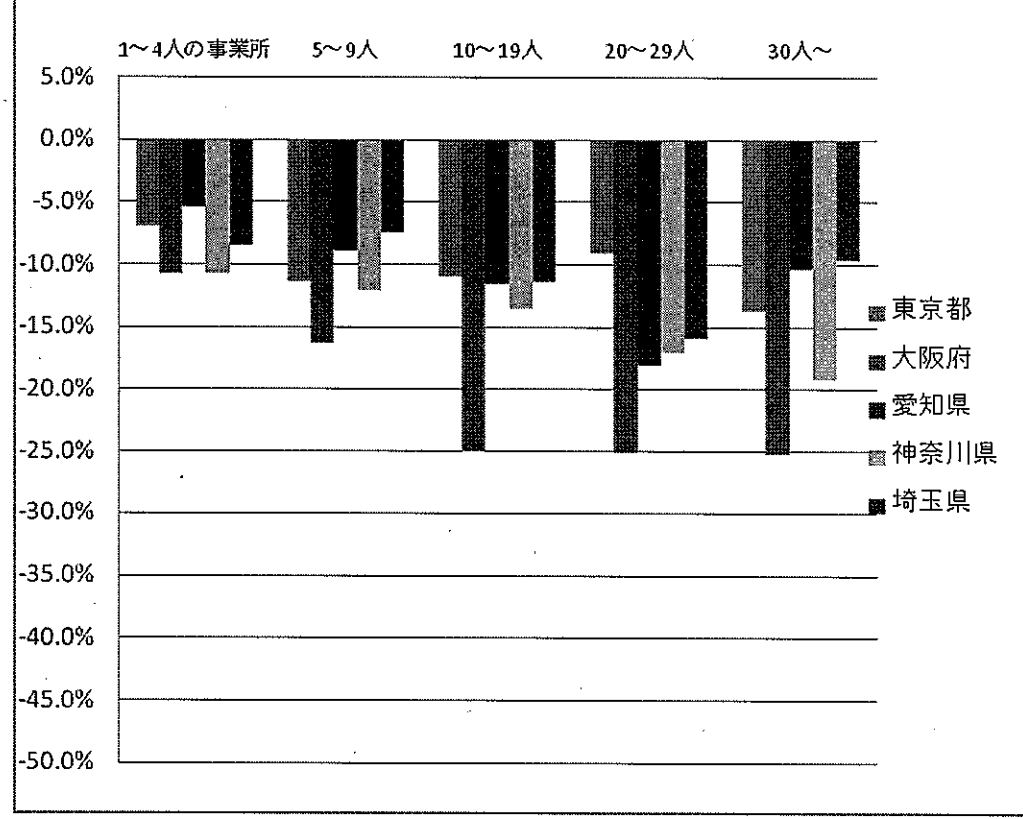
許可業者の減少率

秋田▲6.7%	東京▲11.1%
富山▲5.1%	大阪▲15.4%
鳥取▲3.8%	愛知▲4.4%
高知▲5.5%	神奈川▲7.6%
佐賀▲8.9%	埼玉▲9.7%

事業所数の減少率(H11→H18地方圏)
【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】

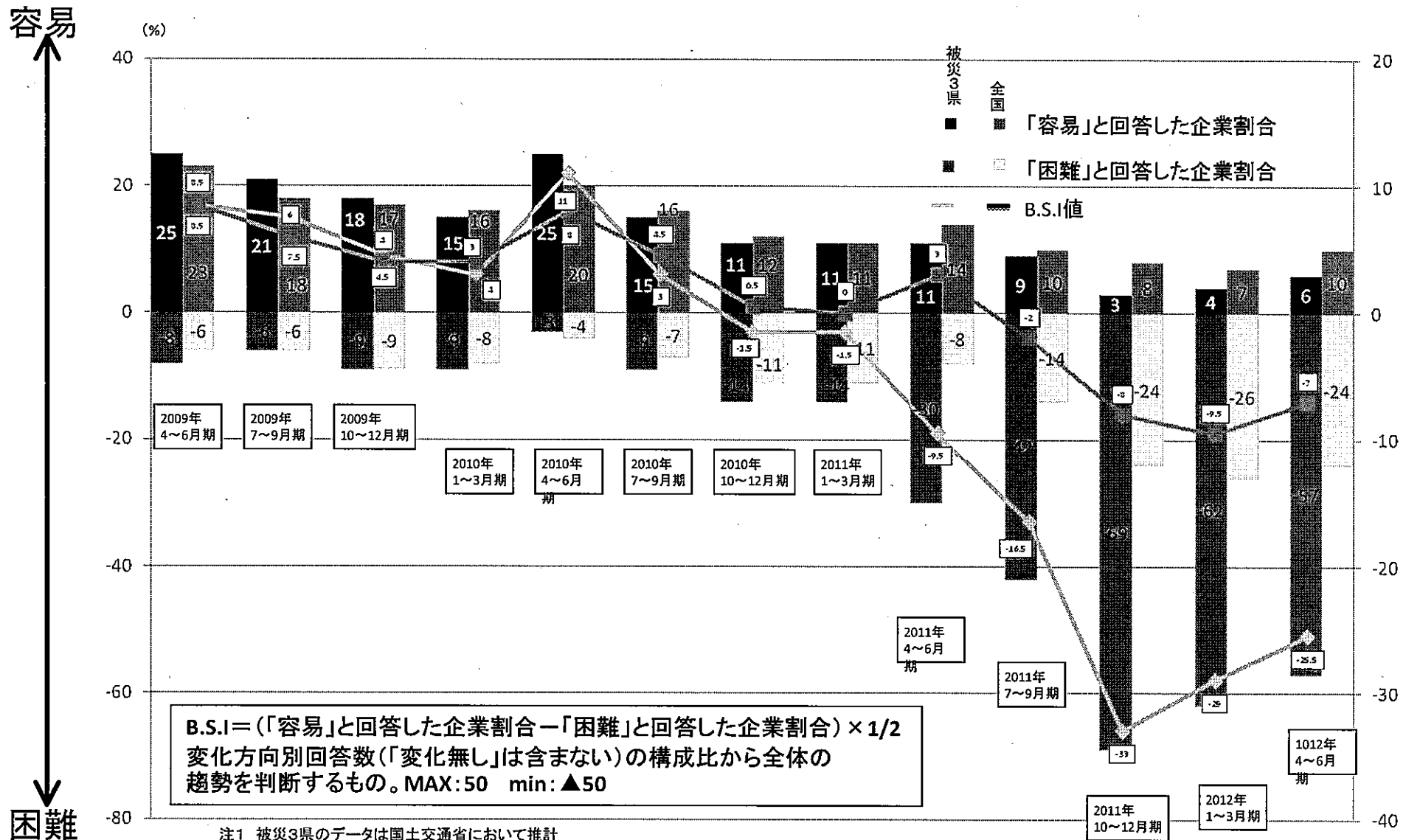


事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)
【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



○技能労働者の確保

被災3県及び全国ともに、震災後に技能労働者の確保が困難な状況がみられる。



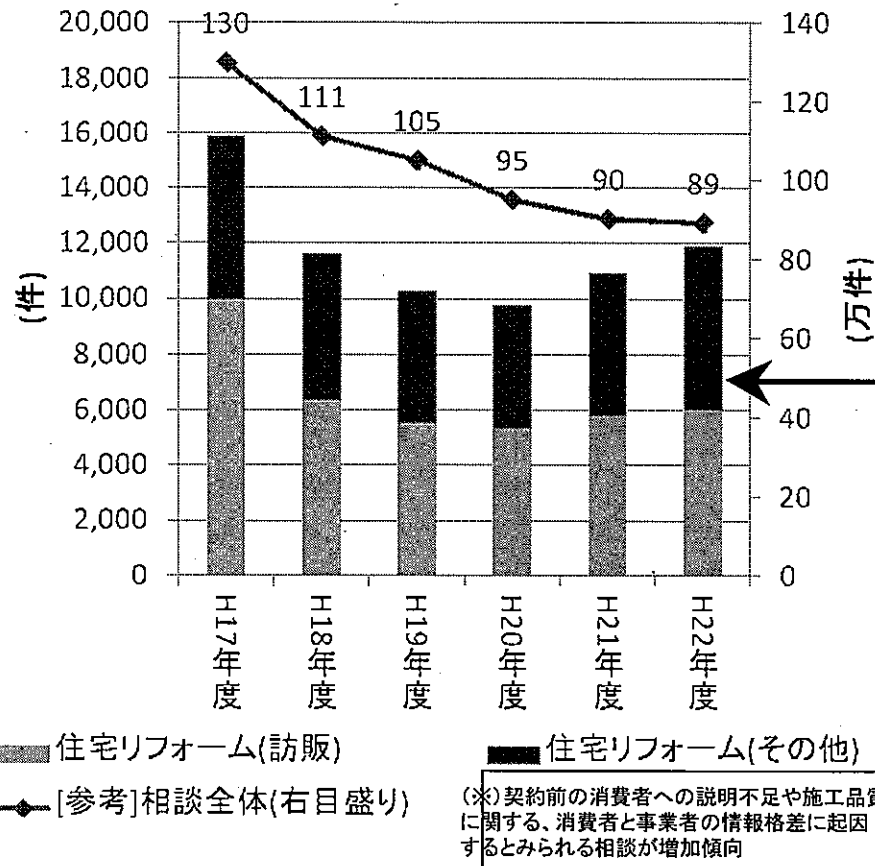
B.S.I. = (「容易」と回答した企業割合 - 「困難」と回答した企業割合) × 1/2
 変化方向別回答数(「変化無し」は含まない)の構成比から全体の
 趨勢を判断するもの。MAX: 50 min: ▲50

注1 被災3県のデータは国土交通省において推計
 注2 「どちらでもない」と回答した割合は図示していないため合計は100%にならない。
 注3 2012年4月～6月は見直し

○住宅リフォームに関するトラブルの増加

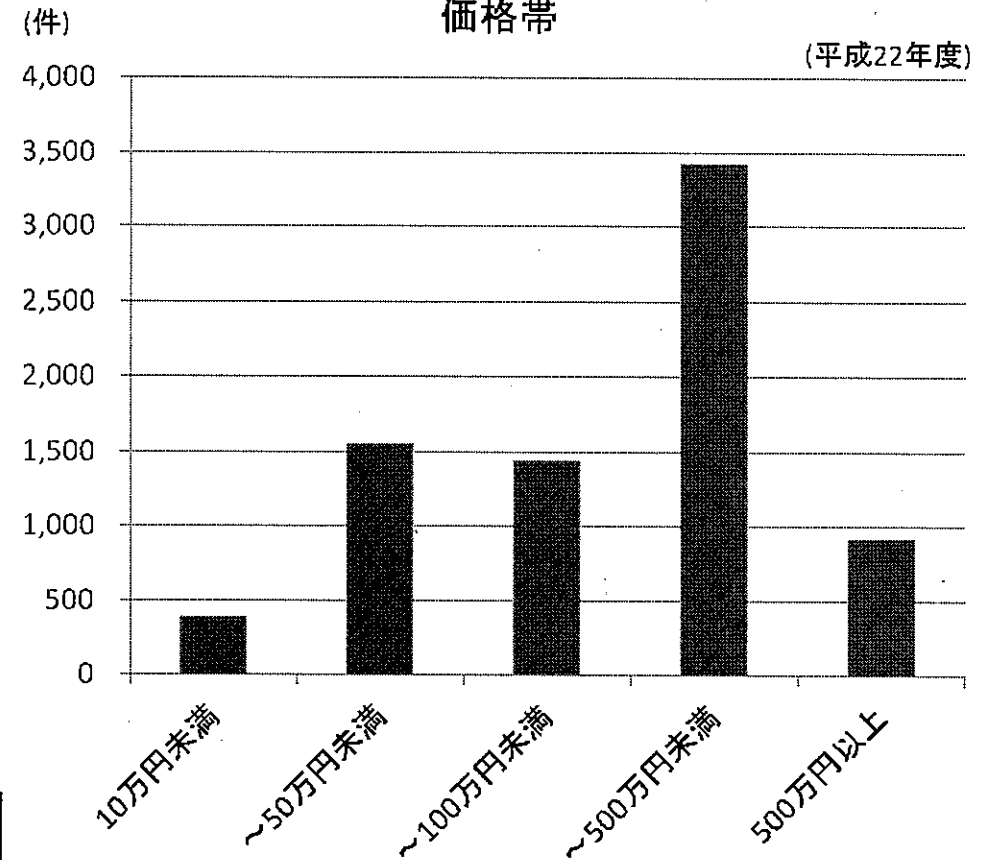
- 全国の消費生活センターに寄せられた相談件数を見ると、相談件数は全体としては減少傾向にあるが、住宅リフォームに関する相談は、近年増加傾向にある。
- 相談についての契約金額では、500万円未満のものが全体の約88%を占めている。

住宅リフォームに関する相談件数の推移



(注)「相談全体」には、住宅リフォーム以外の相談も含まれている。

住宅リフォームに関する相談の契約購入金額の価格帯

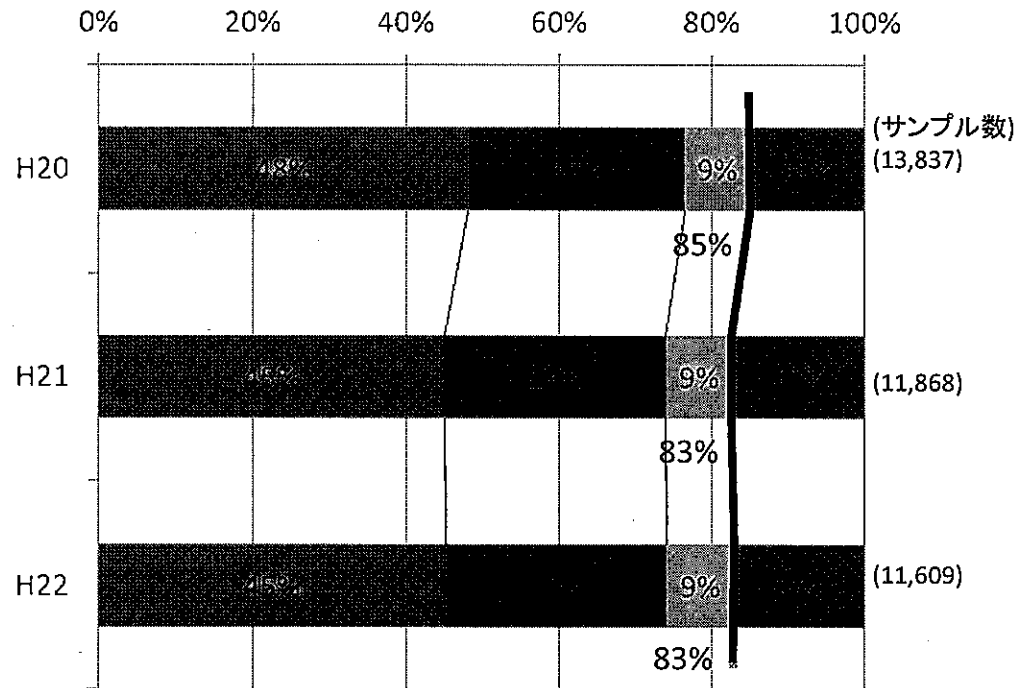


出所:住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての実態調査報告(消費者委員会H23.8)

○建築リフォーム工事の価格帯

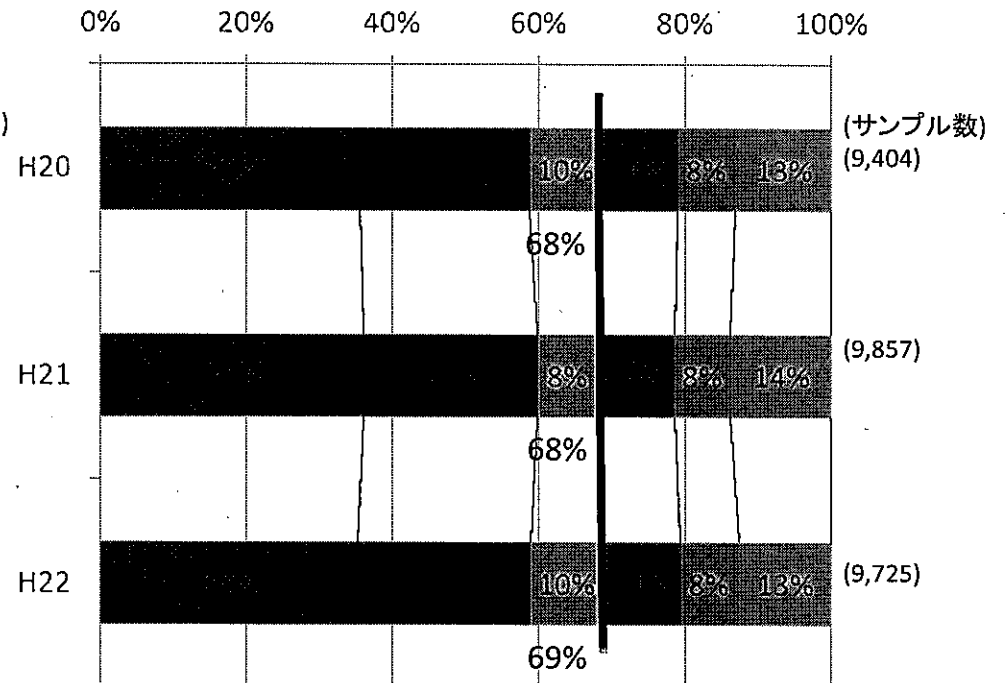
- 建築リフォーム工事は、小規模なものほど件数が多く、例えば500万円未満の工事は、住宅で約8割、非住宅で約7割を占めている。

リフォーム工事の価格帯(住宅)



■ 100万円未満 ■ 100万円以上300万円未満
 ■ 300万円以上500万円未満 ■ 500万円以上

リフォーム工事の価格帯(非住宅)



■ 100万円未満 ■ 100万円以上300万円未満
 ■ 300万円以上500万円未満 ■ 500万円以上1000万円未満
 ■ 1000万円以上2000万円未満 ■ 2000万円以上

○建設業における元請下請関係の適正化について

1. 建設業法令遵守推進本部の設置 (H19年4月 設置)

建設工事における公正な競争基盤の整備を進めるため、各地方整備局等の許可部局に設置

下請取引等実態調査、駆け込みホットライン等から寄せられた情報に基づく立入調査等

立入調査回数：H19年度 950回、H20年度 875回、H21年度 952回、H22年度 1,053回

2. 駆け込みホットラインの開設 (H19年4月 開設)

通報窓口として開設 通報件数：H19年度 812件、H20年度 1,213件、H21年度 1,463件、H22年度 1,551件

3. 建設業法令遵守ガイドラインの策定・周知

・H19年6月 建設業法令遵守ガイドラインの策定、H20年9月 工期に係る内容を追加

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進

・H23年8月 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの策定

発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為の防止、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を促進

4. 下請取引等実態調査の実施 (H20年度から調査対象を拡充)

建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導

拡充内容：元請下請間の行為だけでなく、不適正な行為を行っている発注者や下請孫請け間の行為等も対象

5. 建設業取引適正化センターの設置 (H21年7月 開設)

建設業の取引におけるトラブルを迅速に解決するため、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切なアドバイス等を実施する窓口を設置 相談件数：H21年度 632件、H22年度 1,510件

6. 建設業取引適正化推進月間の実施 (H22年11月 創設) [毎年11月]

建設業取引の適正化をより一層推進するため、国土交通省及び都道府県が連携し、集中的な取組を実施

具体的取組：立入検査(必要に応じ合同)の実施、建設業者等を対象とした講習会等の開催 等

○発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要 [H23.8.29国土交通省策定]

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつなげるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約
3. 不当に低い発注金額
4. 指値発注
5. 不当な使用資材等の購入強制
6. やり直し工事
7. 支払

8. 関係法令
 - 8-1. 独占禁止法との関係
(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係)
 - 8-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)
(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)

※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載

III. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付けで左
の関係先に通知。

－ 住宅リフォーム工事の施工に係る消費者からの信頼及び透明性の確保 －

【対応方針】

- ・東日本大震災に伴う住宅改修工事や耐震リフォーム、太陽光発電などの創エネリフォーム、高齢化の進展に伴うバリアフリーリフォーム等様々なリフォーム需要の増加が予想。
- ・住宅リフォーム市場の拡大が見込まれることを踏まえ、建設産業においても消費者保護の観点に立ち、トラブルの実態等を踏まえて、適正な契約と施工のための対策・取組が必要。

現状と課題

- 住宅リフォームに係る消費者と建設企業間のトラブルが増加
- 建設企業による消費者へのリフォーム工事の説明不足による、消費者の不信感
- 苦情相談者の高齢化（消費生活センターへの相談者の過半が60歳以上）

トラブル回避のための今後の取組等

- 都道府県及び地方整備局等によるトラブル・苦情相談の実態把握
- 消費者相談窓口等の連携による実態把握
- トラブル発生メカニズムの分析
- トラブル回避方策の策定

【消費者への説明責任を担保するための、建設企業用リフォーム工事説明マニュアル（仮称）】
～受注時、施工時、トラブル発生時の各段階での適切な対応を促進～

【①受注時のトラブル回避】

- 施工する箇所の明確化
 - ・施工箇所範囲リストによる相互の確認
- 使用する材料の明確化
 - ・材料カタログによる説明
 - ・当該材料を使用して施工した際の見積り
 - ・工事代金の支払時期、支払い方法の確認
- 施工着手直後、施工条件変更が発生した際の協議方法の明確化

【②施工中のトラブル回避】

- 施工中、施工条件変更が発生した際の対応の明確化
 - ・施工方法、使用材料に変更が発生した場合の協議方法の明確化
 - ・消費者自らが施工方法、使用材料の変更を希望した際の協議方法
- 変更が発生した際の見積りの明確化
- 新たな見積・積算方式の検討
 - ・積み増し方式 → 切り捨て方式

【③トラブル発生時の解決方策】

- トラブル発生の際の解決方策の確認
 - ・受発注時の相互合意項目を請負契約書等に明記
 - ・ADR機関等の活用

指導監督の強化等

- 「リフォーム工事説明マニュアル（仮称）」について建設業許可を受けない建設業を営む者を含め、幅広く周知・啓発を図る
- 監督処分基準の見直しの検討と、指導監督の強化等
- 都道府県建設工事紛争審査会の一層の活用 等